

## 社会福祉法人アイリス康友会 役員費用弁償規程

- 1 役員格付け  
理事、監事、評議員
- 2 旅費  
理事会、評議員会等出席時の費用  
交通費……バス、電車、船舶、航空運賃等相当分  
(市内、市外及び県外を含む)  
他に委員会等出席時の費用として1日、1人6,200円を支給する。
- 3 監事監査における費用  
1日 1人 6,200円
- 4 役員が法人及び施設に関する研修、業務に携わった場合は、必要と認める経費を支払う。(旅費、宿泊費等相当分、日当は3,500円)
- 5 その他、法人において必要と認める経費

平成29年4月1日